

組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会

「eシールのユースケース」に関する見解

2020年10月

株式会社帝国データバンク
業務推進部サービスサポート課

TDB企業コード：986700000

法人番号：7010401018377

- ※本文において株式会社帝国データバンクをTDBと省略しています。
- ※内容は、説明者の個人的見解であることをお断りいたします。
- ※内容は、TDBが実施することを保証するものではありません。

※本資料の一部、全部を問わず、株式会社帝国データバンクの承諾なく、引用・複製または第三者へ開示することを禁じます。
※本資料の画面および機能は、一部変更となる場合があります。
※個人情報の取り扱いについては、こちらをご覧ください⇒ <https://www.tdb.co.jp/privacy>



<TDB>

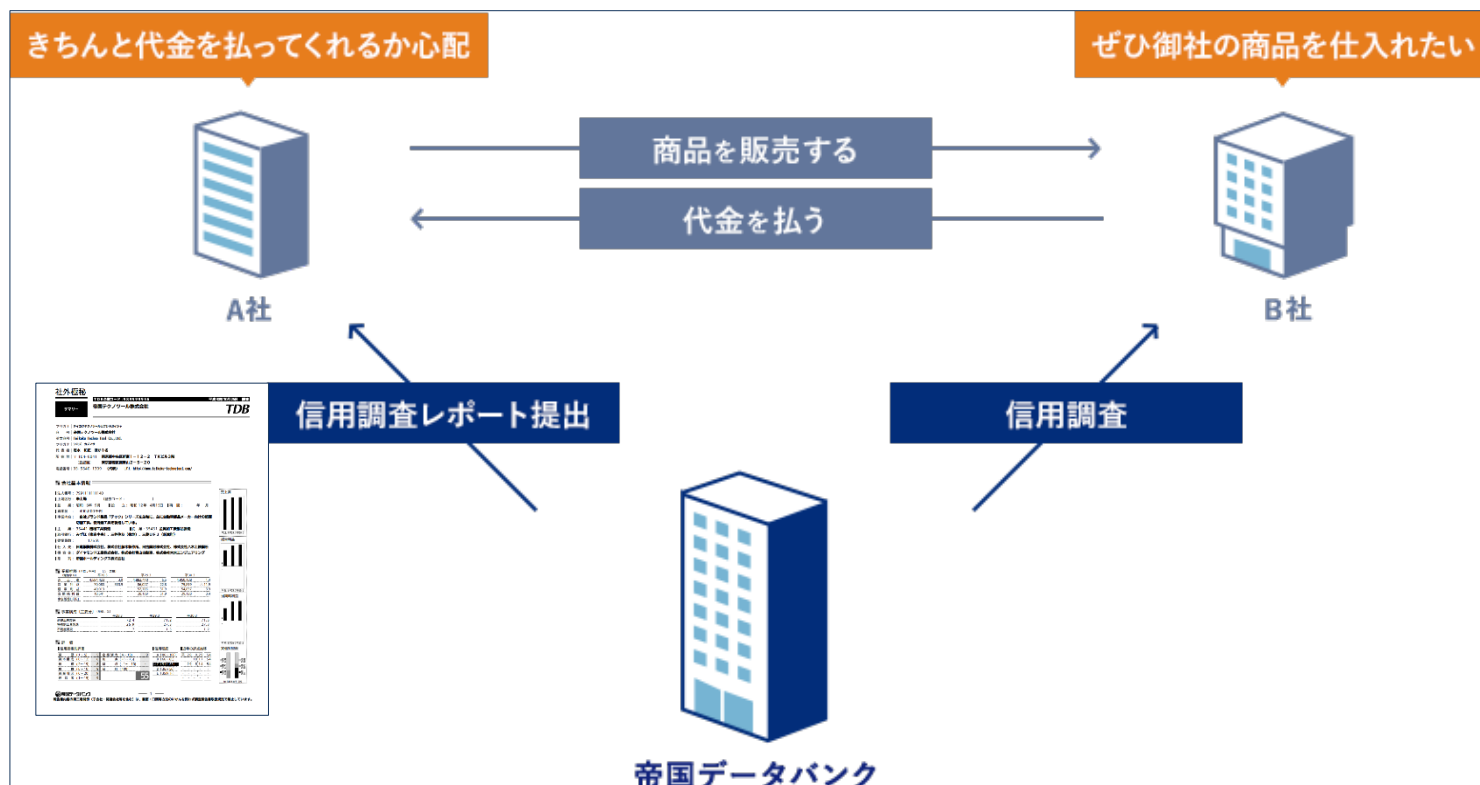
1900年創業以来「企業信用調査」を実施。

全国1,700人の調査員が直接訪問し、企業の実在を確認（現地確認）。

<提供サービス：信用調査>

企業同士が取引にあたり相手を知るために行う調査。例えば、A社がB社の新規取引時に、B社の支払能力など情報が必要だが、A社がB社に対し詳細を質すのは難しい。

そこでTDBがA社に代わりB社を訪問、B社の経済状況情報（長所や技術力など「信用」裏付情報）を第三者として収集。B社の経営課題把握と同時に、課題解決施策や将来展望もヒアリングし、レポートをA社に提出。



1. TDBが「発出」する電子データへのeシール付与
2. TDBが「確認」する電子データへのeシール付与
3. TDBが「提案」するeシール制度実現検討事項案

1. eシール付与対象（想定）

- ① TDBがお客さまへインターネット納品する「調査レポート」
TDBがお客さまへインターネット納品するデータ
- ② APIを通じて提供するデータ（TXT、CSV）

<調査レポート（見本）>

2. 現状のリスク

A) なりすまし偽造

悪意の第三者がレポート体裁を悪用、TDBになりすましレポートを偽造

- 善意の第三者が、偽造レポートに基づき判断を誤り、被害を被る
- レポート対象社が、場合によっては業務を妨害され、被害を被る
- TDBは、在らぬ嫌疑がかけられ、本来不要な対処を余儀なくされる

B) 悪意の改竄

与信利用データが、与信判断する社内で改竄

- 改竄データに基づく誤った判断により、同社が被害を被る
- TDBは、在らぬ嫌疑がかけられ、本来不要な対処を余儀なくされる

社外極秘 TDB企業コード: 98999956 平成30年10月26日 調査

サマリー 帝国テクノツール株式会社 **TDB**

フリガナ | アイコクテクノツールラボレイション
 商 号 | 帝国テクノツール株式会社
 英文商号 | Teikoku Techno Tool Co.,Ltd.
 フリガナ | シミズ テクノ
 代 表 者 | 志水 和正 ほか1名
 所 在 地 | 〒104-0041 東京都中央区新富1-12-2 TKBビル3階
 (登記簿) 東京都港区南青山2-5-2 0
 電話番号 | 03-5540-1309 (代表) URL: http://www.teikoku-technotool.com/

■ 会社基本情報

法人番号: 7991111111140
 上場区分: 未上場 (証券コード:)
 創 業: 昭和 6年 設 立: 昭和12年 4月15日 開 業: 年 月
 資本金: 400,000 円
 事業内容: 自社ブランド製品「アック」シリーズを主軸に、主に自動車部品メーカー向けの組立切削工具、特殊鋼工具を製造している。
 主 業: 35441 機械工具製造 従 業: 35431 金属加工機部品製造
 取引銀行: みずほ (東京中央)、三井住友 (築地)、三菱UFJ (新富町)
 従業員数: 175 名
 仕 入 先: 日通鋼機株式会社、株式会社藤木製作所、日吉鋼材株式会社、株式会社八木上鉄鋼所
 博 覧 先: ダイヤモンド工業株式会社、株式会社青山自動車、株式会社大木エンジニアリング
 系 列: 帝国ホールディングス株式会社

■ 業績推移 (単位: 千円) (△=欠損)

	平28.3	平29.3	平30.3
売 上 高	4,584,423	4,882,410	4,950,128
経 営 利 益	70,083	86,027	75,819
純 益	40,013	52,783	54,837
当 期 純 利 益	18,541	28,169	29,128
単価所算(千円)	-	-	-

■ 事業構成 (主要分) (単位: %)

	平28.3	平29.3	平30.3
組立工具製造	72.4	71.2	71.5
特殊鋼工具製造	25.9	27.3	27.3
不動産賃貸	1.7	1.5	1.2

■ 評 価

信用実態別評価		信用程度	近年の評点推移
業 歴 (1~5)	5	A (86~100)	平. 28. 9.29. 5.4
資本構成 (0~12)	6	B (66~85)	10.17. 5.4
規 模 (2~19)	8	OC (51~65)	29. 8.14. 5.4
業 績 (0~10)	9	D (36~50)	-
資金状況 (0~20)	9	E (35以下)	-
経 営 者 (1~15)	9		

55

帝国データバンク 1

報告書内容の第三者開示（子会社・関連会社等を含む）は、書面・口頭等方法のいかなる形も問わず調査報告書取扱規定で禁止されています。



3. eシール付与による実現と効果

A) データ受領側

- TDBが発出元と判明、仮にeシールが無ければTDB以外と判断が可能 (**発出元証明**)
- 改竄も検知可能、仮に改竄を検知すれば無効なデータと判断が可能 (**改竄検知**)

B) データ発出元

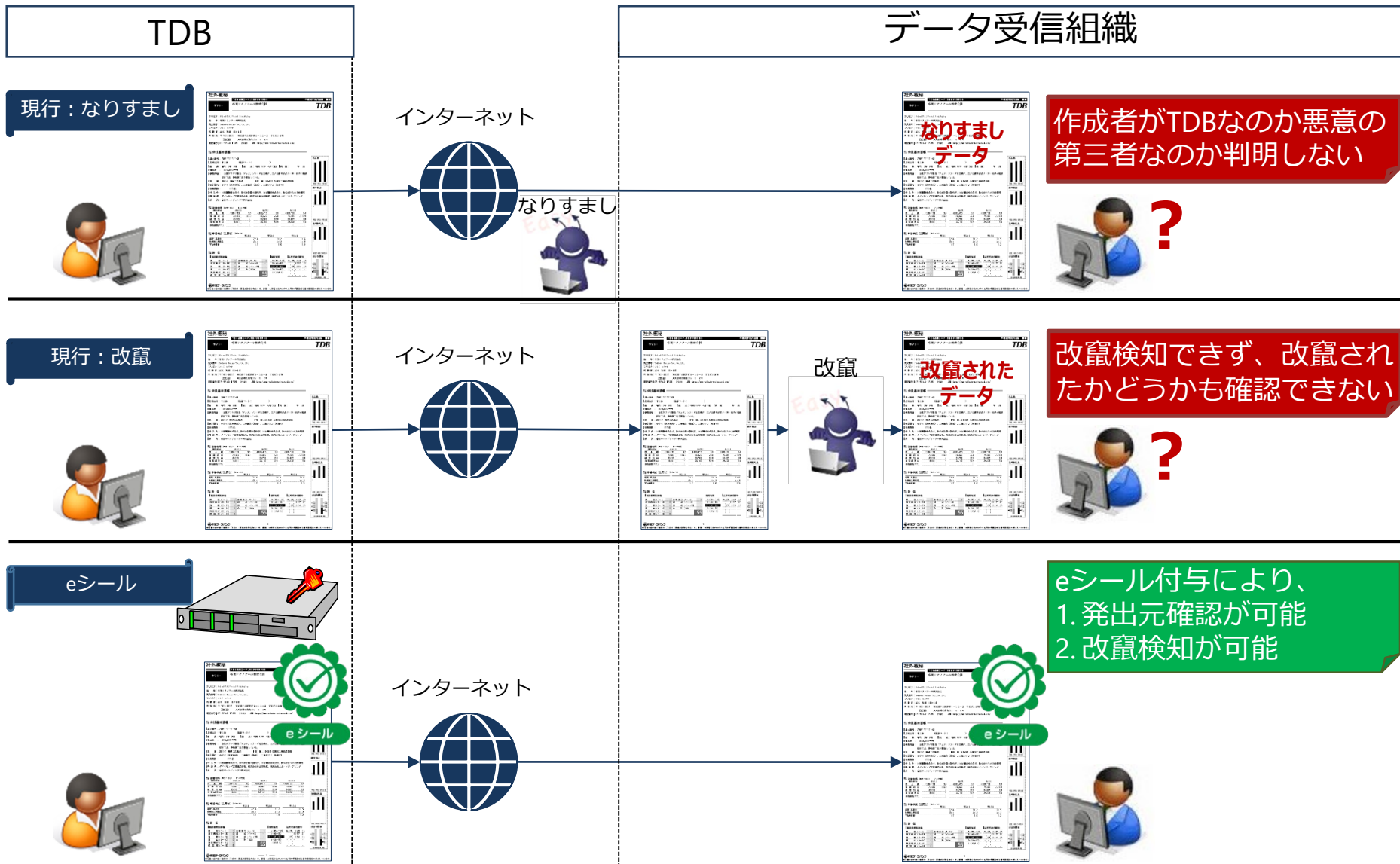
- 調査レポート作成者が、「TDBであること」を明示可能 (**発出元証明**)
仮にeシール未付与の場合は「TDB以外の偽造」であると主張が可能
- TDBが発出した以降に、改竄の形跡有無を明示可能 (**改竄検知**)
仮に改竄が検知されれば「TDB以外の第三者による改竄」であると主張が可能

4. eシールであることが望ましい理由

- 電子署名も以前に検討したが、発出データ（調査レポート、納品データ）は署名押印（意思表示）が不要であることから過剰性能と判断し、断念
発出元証明・改竄検知が可能なeシールは、現業に適すると思料
- 電子署名の検討において、自然人（担当者）が電子証明書に記載（格納）され、人事異動等により担当者でなくなった場合、電子証明書の失効、および新担当者での発行が必要で業務として煩雑となることも、断念した事由
eシールは、担当者変更を事由とする失効・発行が不要であることもメリット

1.TDBが発出する電子データへのeシール付与:Part2

元データにeシールが付与されることで発出元確認および改竄検知が可能となり、データの信頼性向上を実現。



1. 企業などが発出する内容

- ① 会社法第440条に基づく公告
：貸借対照表の要旨（大会社は、貸借対照表・損益計算書）
- ② 会社が公知する内容
：会社案内、プレスリリース、新製品・サービス案内など
- ③ 民間機関が、第三者として公知する内容・特定者向けに発出する内容
：企業の保持する資格・免許・認定の公表など

<決算公告（見本）>

第 34 期 決 算 公 告					
令和元年11月15日			東京都区港区南青山2丁目5番20号		
株式会社帝国データバンク			代表取締役社長 後藤 信夫		
貸借対照表の要旨 (令和元年9月30日現在)			損益計算書の要旨 (自平成30年10月1日 至 令和元年9月30日)		
(単位:百万円)			(単位:百万円)		
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	50,448	流動負債	24,646	売上高	52,279
固定資産	54,723	固定負債	4,968	売上原価	28,996
		株主資本	72,828	売上総利益	23,282
		資本金	90	販売費及び一般管理費	12,962
		資本剰余金	201	営業利益	10,320
		(その他資本剰余金)	(201)	営業外収益	158
		利益剰余金	72,537	営業外費用	49
		(利益準備金)	(27)	経常利益	10,429
		(その他利益剰余金)	(72,509)	税引前当期純利益	10,429
		評価・換算差額等	2,728	法人税、住民税及び事業税	3,555
		(その他評価換算差額等)	(2,728)	法人税等調整額	7
資 産 合 計	105,172	負債・純資産合計	105,172	当期純利益	6,865

2. 非対面のリスク

昨今のコロナ過により「対面から非対面の場面」が増加
以下のリスクも上昇

A) データ受領側

対面では問題では無かったことが、非対面ではリスク

- フリーアドレスからの発出、ファイルのプロパティ改竄など
- データの発出元に関する真正性・完全性確認が難しい

B) データ発出元（社内を含む）

発出側も、非対面ではデータの真正性・完全性証明が難しい

- 過去に、改竄データによる問題が多数発生（品質・検査・融資のデータなど）
- 改竄に因り、広範な関係先が被害を被り、最悪の場合は一般ユーザを巻き込み信用不安や甚大な被害も余儀なくされる

3. eシール付与による実現と効果（非対面リスクの回避）

A) データ受領側

- 発出元が判明、仮にeシールが無ければ発出元以外と判断が可能（発出元証明）
- 改竄も検知可能、仮に改竄を検知すれば無効なデータと判断が可能（改竄検知）
- 真正性確認作業も、簡素化（或いは自動化）が可能（業務効率化）

B) データ発出元

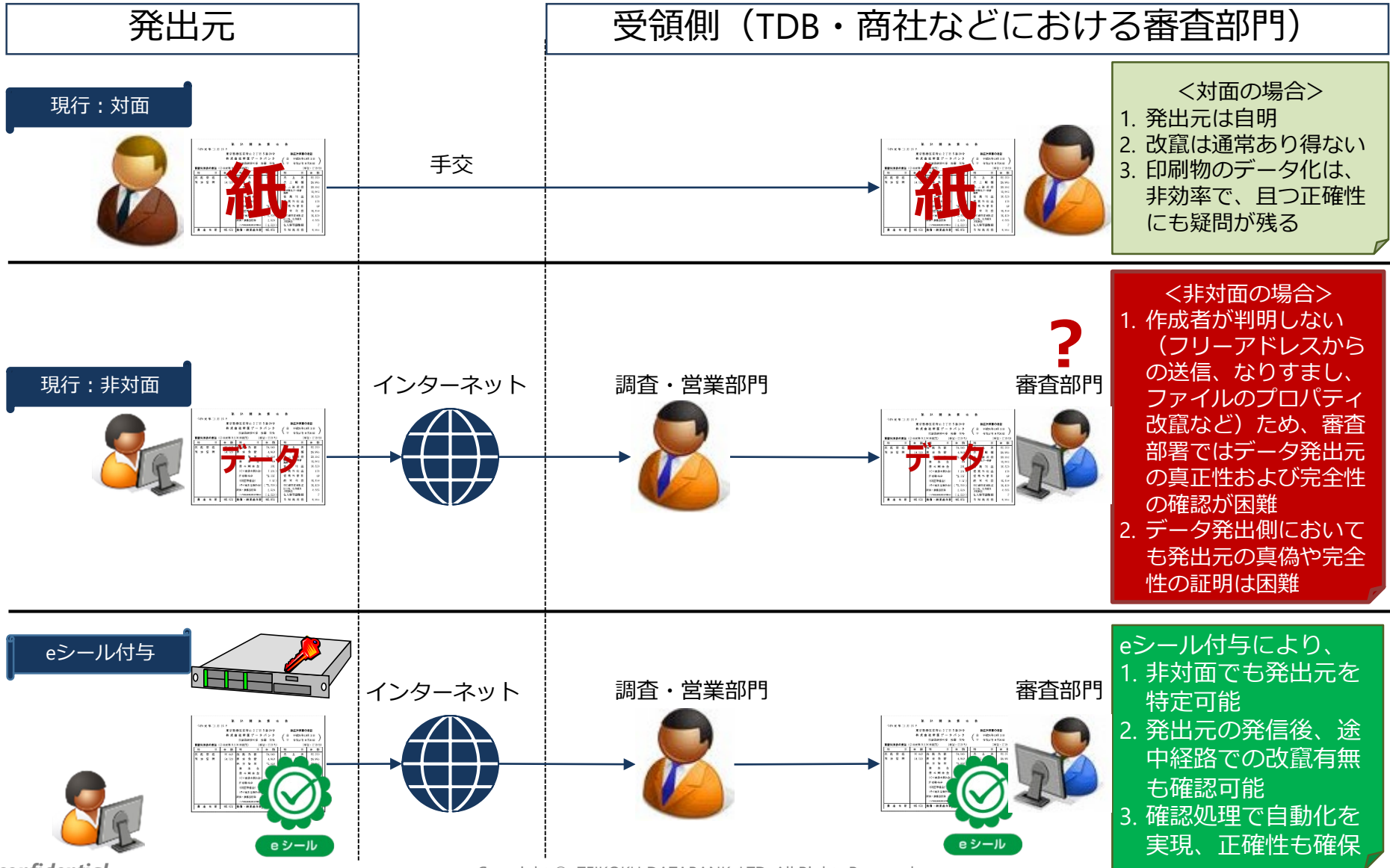
- 発出元の明示が可能。仮にeシールが無ければ明確に否認が可能（発出元証明）
- 改竄が検知されれば「第三者による改竄」であると、主張が可能（改竄検知）。
- 真正性・完全性の明示が簡素化（或いは自動化）が可能（業務効率化）

4. eシール付与が望ましい理由

- 電子署名も活用方法としてあり得るが、発出データの特性上、署名押印（=意思表示）まで求められていないものと想定
（ただし、業法などによっては「電子署名 = 意思表示」が必要な場合も存在）
- 電子署名の場合、自然人（発出元の担当者など）が電子証明書に記載（格納）され、人事異動などにより担当者変更となった場合は、電子証明書の失効、および新担当者での発行が必要で業務は煩雑。eシールは、担当者変更による失効・発行が不要

2.TDBが確認する電子データへのeシール付与:Part2

元データにeシールが付与されることで、非対面のリスクを回避し、データの信頼性向上を実現。



1. eシールに関する「統一制度」を期待

理由：類似制度が乱立しない「統一制度」が、ユーザの混乱を防止
以下の観点で検討を希望

- ① 民間認証機関の在り方と政府の関わり方の指針
- ② 認証対象の確定
- ③ 国際相互運用性を確保可能な方法

2. eシールに関する「認証基準」を期待

理由：「第三者発行で無いオレオレ証明書」の無い「統一基準」がユーザの
混乱を防止

- 民間認証制度の認証基準の検討、eシール証明書プロファイル、など

3. その他（他の制度（法令、ガイドライン）への位置付けの整理等）

理由：利用者への周知および他制度との混同を防止

- 電子署名とeシールの違いを広報する、など

例. TDBにおける検討

発出元証明として電子署名も検討したが、元々、発出データは署名押印
（意思表示）が不要であることから断念。

発出元証明・改竄検知が可能なeシールは、現業に適すると思料
（※業法によっては電子署名が必要な場合もあり得ると想定）

弊社はネットワーク上の商空間においても
安全かつ健全な企業活動を支援します

- 当資料は現時点での一般的な情報に基づいて作成しており、その情報の正確性、完全性および適合性について保証するものではありません。
- 当資料により、貴社と弊社の間には何ら契約関係が発生するものではなく、弊社が法的な義務・責任を負うものではありません。
- 専門的知識や法律に係る問題については、貴社の顧問弁護士、税理士などの専門家にご相談ください。
- 当資料は著作権法と不正競争防止法上の保護を受けています。当資料の一部あるいは全部について、株式会社帝国データバンクから文書による承諾を得ずに、いかなる方法においても無断で複写、複製、ノウハウの使用、企業秘密の展開等を行うことは禁じられています。



法人番号：7010401018377

TDB企業コード：986700000

業務推進部サービスサポート課

電話：03-5775-3134（直通）

e-mail：ecinfo@tdb.co.jp